

# 社会保険

# いばらき

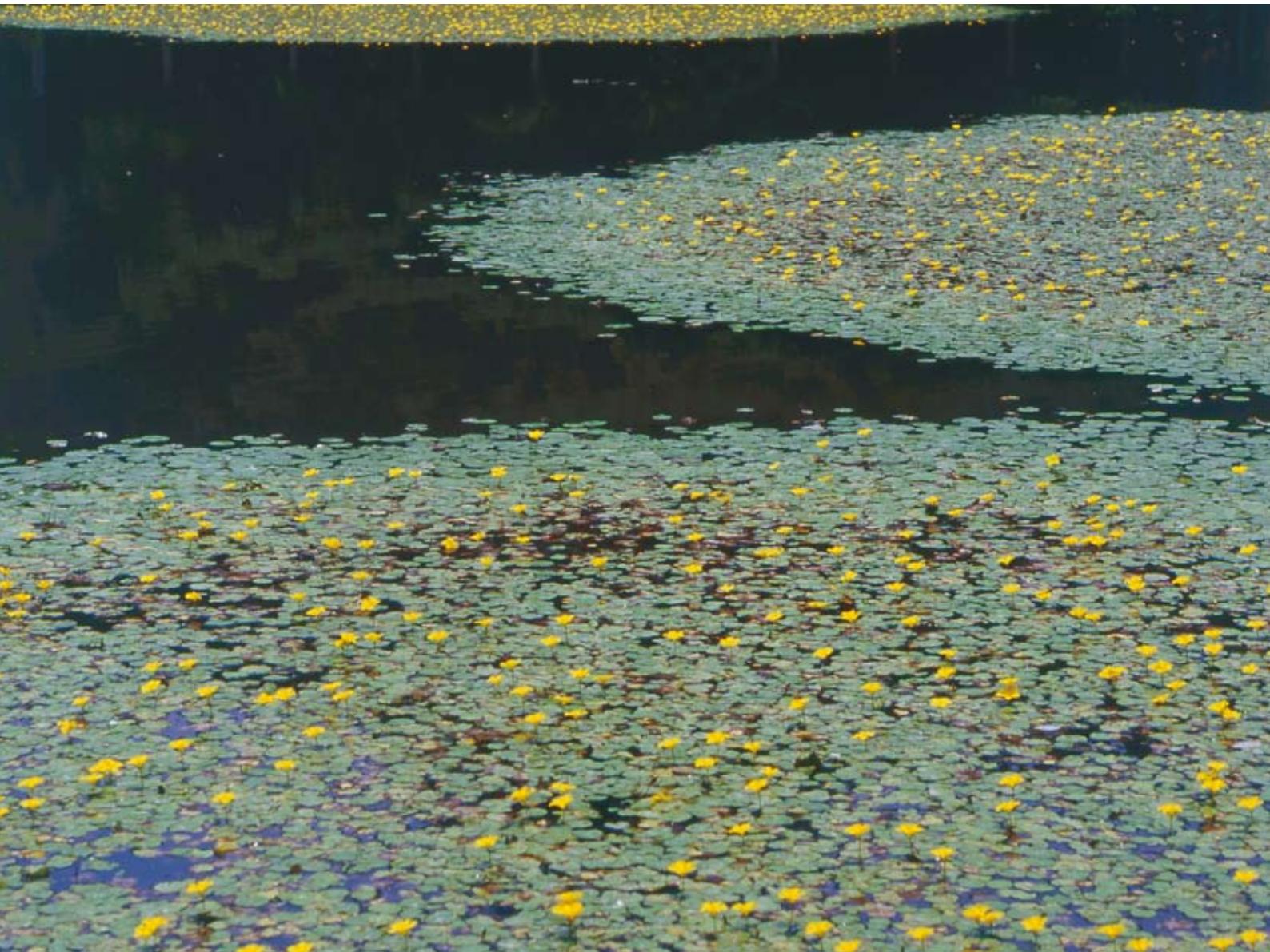
記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 滋城支部  
発行：一般財団法人 滋城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 6

## 算定基礎届の提出について

2013 June  
NO.419

- 月額変更届について
- 賞与支払届の提出を忘れずに
- 国民年金保険料納付免除制度があります
- ジェネリック医薬品のご案内



「水戸植物園」(撮影・水戸市)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

算定基礎届は、保険給付金の決定及び毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。

**7月10日**までに茨城事務センターへ郵送にて提出してください。(指定された地域の事業所は審査会場に持参願います)

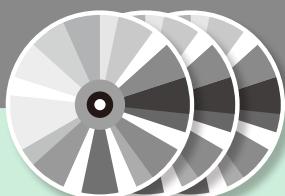
### 提出する書類等は次のとおりです

#### 紙による届出の場合

- ①被保険者報酬月額算定基礎届
- ②被保険者報酬月額算定基礎届  
総括表
- ③被保険者報酬月額算定基礎届  
総括表附表(雇用に関する調査  
票)



#### 磁気媒体による届出の場合 (CD・DVD又はMOによる届出の場合)

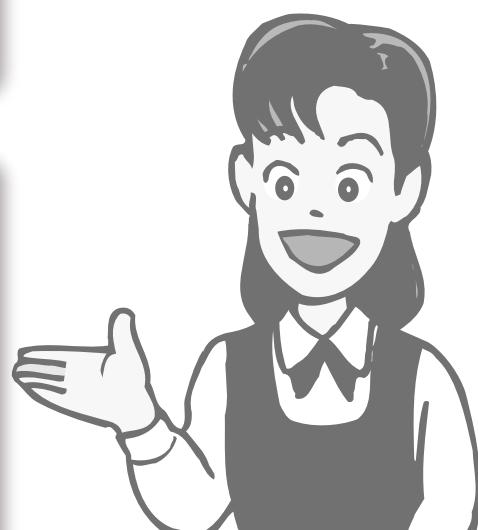


- ①算定基礎届を収録したCD又は  
DVD(MOでも提出可能)
- ②磁気媒体届書総括表(届書作  
成プログラムに従って出力しま  
す)
- ③被保険者報酬月額算定基礎届  
総括表
- ④被保険者報酬月額算定基礎届  
総括表附表(雇用に関する調査  
票)

### 留意事項

- ①届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者です。  
ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、今年の算定基礎届は対象外です。
- ②月額変更に該当する被保険者がいる場合は、月額変更届も忘れずに提出してください。
- ③その他、詳細は算定基礎届様式に同封されている通知を  
ご覧ください。(社会保険労務士委託事業所には送付して  
おりません)
- ④詳細は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

# の算定基礎届の提出について



# について 月額変更届

被保険者の報酬が昇(降)給など固定的賃金の変動にともなって大幅に変わったときは、定時決定をまたずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の三つのすべてに該当するときに行われます。

1

昇給・降給などで固定的賃金に変動があった

2

変動月から3ヵ月の間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じた

3

3ヵ月とも支払基礎日数が17日以上だった

ポイント  
POINT

固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上下がった場合は、随時改定の対象外です。

また、固定的賃金が下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合も、同様に対象外です。

このような場合は、算定基礎届による定時決定となります。

※70歳以上の在職者が随時改定に該当する場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届」に記入して提出します。

## 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます

固定的賃金の変動には、次のようなケースが考えられます。

- ①昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ②給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- ③日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わった場合

### 固定的賃金の例

月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率など

### 非固定的賃金の例

残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など

※被保険者報酬月額変更届の「改定年月」に記入された年月の初日(1日)が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。

なお、被保険者が役員の場合にあっては、取締役議事録及び固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分までの所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付をお願いいたします。

### 重要!! 標準報酬が大幅に引き下がる場合においては、次のことにご留意願います。

- ①大幅に引き下がる場合とは、当分の間「5等級以上」とします。
- ②固定的賃金の変動があった月の、前月から改定月の前月分までの賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。
- ③被保険者が役員の場合は、取締役議事録及び所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しを添付してください。

詳細は管轄の年金事務所へお問い合わせください。





# 国民年金 保険料納付免除制度があります

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

## 全額免除制度

### 保険料の全額(15,040円)が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。(保険料額は平成25年度の額)

#### 全額免除となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

**(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円**

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成24年7月～平成25年6月分の申請については、前々年(平成23年)の所得で審査を行います。

※平成21年4月以前は、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されます。

## 一部納付(一部免除)制度

### 保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額(平成25年度)と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付 ( 3,760円) →年金額5/8 (21年3月分までは1/2)
- 半額納付 ( 7,520円) →年金額6/8 (21年3月分までは2/3)
- 4分の3納付 (11,280円) →年金額7/8 (21年3月分までは5/6)

#### 一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成24年7月～平成25年6月分の申請については、前々年(平成23年)の所得で審査を行います。

(注)一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 申請はお住まいの市町村の国民年金担当窓口へ

申請に必要な書類は

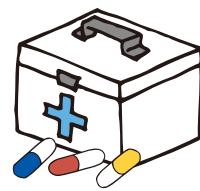
- 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書等)
- 前年(または前々年)の所得を証明するもの  
住所を変更しているなど、お住まいの市町村で所得の確認ができない場合は、課税証明書、源泉徴収票の写し等の添付が必要となります。
- 代理の方が申請される場合は、印鑑と委任状が必要です。

※退職(失業)や災害による被害を事由とした「特例免除」や30歳未満を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」もありますので、詳しくは市町村の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。



協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

# ジェネリック医薬品のご案内



## ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後につくられたお薬です。



ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ主成分を使い、**効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から承認されたお薬**です。ジェネリック医薬品の薬価が安いのは、研究開発費や期間が先発医薬品ほどかからないため、先発医薬品に比べて有効性や安全性の面で劣るからではありません。

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同様に、安心してご使用いただけるお薬です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品への切り替えが可能かどうかは、効能やご本人の体質などを含め、医師や薬剤師の判断となります。

協会けんぽでは、加入者の皆さまがジェネリック医薬品の希望を、医師や薬剤師に伝えいただきやすくなるよう

「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。

希望シールは協会けんぽから保険証をお届けする際に同封しておりますので、ぜひ保険証やお薬手帳に貼ってご利用ください。



ただし、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。使用できる病気（効能）が異なる場合や在庫がない場合などには切り替えることができない場合があります。

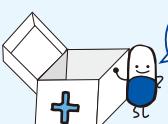
## ジェネリック医薬品 Q&A



**Q** ジェネリック医薬品を使用する患者側にはどんなメリットがあるの？

**A** ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べて安価ですから、**患者さんの薬代負担が減ることが利点としてあげられます。**

特に、慢性的な病気で長期間処方薬を服用する場合は、ジェネリック医薬品にすることで、大きく薬代を減らすことができます。



**Q** ジェネリック医薬品と先発医薬品（新薬）はどう違うの？

**A** ジェネリック医薬品の開発には、有効性や安全性が既に確認されている先発医薬品の有効成分を利用するため、開発期間や経費を大幅に抑えることができます。そのため、薬の価格も安く設定することができます。また、製品によっては、薬の大きさや味、においの改善、保存性の向上など、先発医薬品よりも工夫されたものもあります。



### お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

029-303-1580 (企画総務グループ)